平成30年10月22日

ひろせ税理士法人
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

【公益法人】立入検査のポイントと対策

（1）事業について

①事業実施の範囲
1.認定を受けた公益目的事業が、確かに実施されているか
2.事業の変更をしていないか、新しい事業を行っていないか（届出または変更認定申請の対象となり得るかの確認）
②事業の公開性、公平性・公正性
1.事業が広く一般に開放されているか、身内の閉鎖的なものではないかどうか
2.親企業や寄附者あるいは特定の者への利益供与はないかどうか
3.助成財団や奨学団体等の選考委員は実質的に誰が選んでいるか、またその任期は
4.助成財団や奨学団体等の選考委員会と理事会決定（報告）の関係はどうか
5.役員等との利益相反取引の疑いがあるものはないか
6.機関誌やニュースレターの配布先と部数等

（2）機関運営・ガバナンスについて

①役員一般
1.役員等の変更がないかどうか（変更にかかる登記と行政庁への届出の確認）
2.役員等の欠格事由の確認方法、就任承諾書の存在
3.任期の確認（追加選任・補欠選任の違いなど確認）
②機関運営
1.各機関の招集開催手続や出欠の確認
2.定時社員総会・評議員会の招集と開催に2週間以上の間隔があるかの確認
3.議事録の確認（特に役員の変更があった場合について）
4.決議の省略における議事録について
5.代表理事・業務執行理事の業務執行の理事会報告（開催の間隔および議事録への記載内容の確認）
③監事
1.監査報告書の書き方
2.監事の監査方法や監査の実施状況等
3.監事の理事会での発言や出席率
4.監事監査の前の執行側の決裁体制はどうなっているか
④その他
1.委員会など法定外の機関の委員選定方法、職務内容・選考委員等の謝金・交通費等の基準
2.内部監査制度の有無と実施状況

立入検査の対策を行い、その準備をするということは細かい事務的なチェックのみを行うということではなく、公益法人は公益目的事業を行うことが基本であることを十二分に認識して、大局的な判断に基づき事業を遂行する
ということが、公益法人の運営上大切であることを忘れてはならない。

文責：経営支援部第1課　高松